

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ

■問い合わせ 市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506

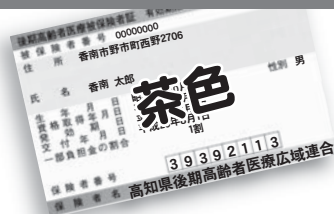
23年度の保険料率

後期高齢者医療制度では保険料率は2年ごとに見直しされます。22年度に見直しされたので、23年度の保険料率は変更ありません。

保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。なお、1人当たりの年間保険料の上限は50万円です。

項目	22・23年度
被保険者均等割額	48,931円
所得割率	8.94%



保険料

一人あたりの年間保険料

年額
48,931円

均等割

加入者全員が等しく負担

所得割額計算式
(総所得金額等※)×8.94%

所得割

所得に応じて負担

※総所得金額等とは、総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)と山林所得、土地建物の譲渡所得等の分離課税所得の合計

保険料軽減措置

1 被保険者均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額等(※)の合計額の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	4,893円	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	7,339円	33万円以下
5割	24,465円	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)以下
2割	39,144円	33万円+(35万円×世帯の被保険者数)以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

23年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に発送します

- 申し出に必要なもの
- ① 被保険者証
 - ② 印鑑
 - ③ 金融機関での口座振替申込書の控え

★(ご注意) 右記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、12月分以降の口座振替となりますので、ご了承ください。

※納めていただく保険料の総額は変わりません

2 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課のもととなる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は、収入額が211万円以下

3 被用者保険の被扶養者であった方

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった方は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

納付方法を変更できます!

保険料を年金からの引き落としとして納めていただいている方で、口座振替での納付をご希望される方は、市民保険課または各支所の窓口まで手続きをお願いいたします。なお、10月から口座振替で納付する場合は、7月29日(金)までに手続きをお願いします。

★(ご注意) 右記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、12月分以降の口座振替となりますので、ご了承ください。

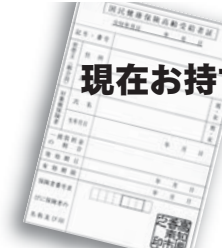
※納めていただく保険料の総額は変わりません

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、今年7月31日までです。新しい保険証(茶色)は、7月20日頃郵便でお届けします。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も同じく7月31日までとなっております。

被保険者証が自動更新されます!

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、今年7月31日までです。新しい保険証(茶色)は、7月20日頃郵便でお届けします。



現在お持ちの高齢受給者証・各認定証は

7月31日が有効期限です!

◆問い合わせ…市民保険課 ☎57-8506

高年齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年の課税所得により、自己負担割合

自己負担割合を見直します

※ご注意ください! 国民健康保険証の有効期限とは異なります
※ご面倒ですが、有効期限の切れた受給者証は、本庁市民保険課・各支所までお返しください

7月下旬に新しい高年齢受給者証(ピンク色ではがき大)を郵送します。新しい受給者証は、8月1日からお使いください。現在、お持ちの受給者証の有効期限は7月31日です。あらためて更新の手続きの必要はありません。

70歳から74歳の人がいる世帯へ

高齢受給者証

各認定証

更新受付は7月から
入院をしている人で8月からも継続して入院の必要がある人は、限度額適用認定証などの更新手続きが必要で、更新手続きの受付は7月からです。

を判定しています。この判定により医療費の負担を「3割」もしくは「2割」(24年3月31日までは「1割」)としています。「3割」は「2割」(24年3月31日までは「1割」)に引き上げます。自己負担割合は「1割」に引き上げます。

高年齢受給者証・各認定証の有効期限は、7月31日となっております。高年齢受給者証は自動更新、各認定証は更新手続きが必要です。今回は、更新の時期を迎えた高年齢受給者証と各認定証、および、国保税納税通知書の発送や、国保税の軽減制度などについてお知らせします。

国保税に関するお知らせ

通知書発送後は窓口と電話が大変混み合い、ご迷惑をお掛けしますが、ご了承ください。国保税第1期の納期限は8月1日(月)です。納期限内の納付をお願いします。

納税通知書は7月中旬に送付します

軽減制度について

- 企業の倒産や解雇、雇止めなどの理由で失業された方(非自発的失業者)は、申請により国保税が軽減されます。
- ◆対象者: 離職日に65歳未満であって、
 - ① 雇用保険の特定受給資格者(例: 倒産・解雇などによる離職)
 - ② 雇用保険の特定理由離職者(例: 雇止めなどによる離職)
 として失業等給付を受ける方です。
 - ◆軽減額: 前年の給与所得を100分の30とみなし算出します。
 - ◆軽減期間: 離職の翌日から翌年度末までの期間です。(最長2年間)
※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります
 - ◆申請方法: 雇用保険受給資格者証(ハローワークにて交付)と印鑑を持参の上、税務課へ申請してください。

国保税は期限内に納めましょう

所得申告について

国保税は前年中(平成22年1月~12月)の所得などを基に算定されます。申告をしていないと、所得がない世帯や少ない世帯が受けられる軽減措置が受けられません。また、病院などで支払う自己負担の月額限度額が、上位所得者での扱いとなります。22年中の所得申告がお済みでない方は、申告をお願いします。

— 東北地方太平洋沖地震の被災者の方へ —
納期限延長や減免などの措置があります。詳しい内容については、税務課までお問い合わせください。

7月のコクホ

国民健康保険にご加入の人へ

注 同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

問い合わせ 税務課 ☎57-8504